

## 交通機動隊に関する訓令

[最終改正 令和6.3.8 京都府警察本部訓令第3号]

(趣旨)

第1条 この訓令は、京都府警察における交通機動隊の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 交通機動隊は、道路における交通の安全と円滑を図るため、交通取締用自動車及び自転車により交通の指導取締りに当たることを任務とする。

(勤務時間)

第3条 交通機動隊員（以下「隊員」という。）の勤務制、勤務時間は、警察職員の勤務に関する訓令（昭和33年京都府警察本部訓令第9号）の定めるところによる。

2 隊長は、交通の指導取締りその他交通警察活動遂行上特に必要があると認めた場合は、前項の規定にかかわらず、隊員を時差勤務させて、弾力的に運用することができる。

(勤務種別及び勤務内容)

第4条 隊員（庶務に従事する者を除く。）の勤務種別及び勤務内容は、次の表のとおりとする。

勤務種別	勤務内容
警ら勤務	交通取締用自動車及び自転車により道路を警らし、交通の指導取締り、交通の監視、交通事故の初動処理その他の職務の執行に当たること。
在隊勤務	活動拠点において、勤務に必要な計画、準備、交通関係法令違反捜査書類の作成及び車両の整備に当たること。
通信勤務	交通機動隊本隊において、交通機動隊所属の無線車両、通信指令室、交通管制センター等との通信連絡に当たること。
事件送致勤務	交通関係法令違反事件の送致事務に当たること。
教養訓練勤務	主として新任及び現任の交通機動隊員を対象として四輪及び二輪の交通取締用自動車の乗車技術に関する指導に当たること。
特別勤務	車両検問及び特殊自動車等により交通の指導取締りに当たること。

(警ら時間の基準)

第5条 警ら時間の基準は、勤務日ごとに5時間とし、1回の警ら時間を3時間以内とする。

(活動路線等)

第6条 交通の指導取締りを行う路線は、原則として、国道等の主要幹線道路とする。

(分駐所)

第6条の2 交通機動隊に、分駐所を置く。

2 分駐所の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
京都府警察本部交通部交通機動隊南部分駐所	京都府久世郡久御山町市田
京都府警察本部交通部交通機動隊北部分駐所	京都府船井郡京丹波町蒲生

(警ら担当区)

第7条 隊長は、交通の指導取締活動の計画的かつ効率的な実施を図るため、機動警ら方面区(別表)別に分隊の警ら担当区を指定するものとする。

(活動拠点)

第8条 機動警ら方面区別の活動拠点は、次の表のとおりとする。

機 動 警 ら 方 面 区	活 動 拠 点
第 1 方 面	交 通 機 動 隊 本 隊
第 2 方 面	
第 3 方 面	交 通 機 動 隊 南 部 分 駐 所
第 4 方 面	木 津 警 察 署
第 5 方 面	交 通 機 動 隊 北 部 分 駐 所
第 6 方 面	舞 鶴 警 察 署
第 7 方 面	京 丹 後 警 察 署

(警ら要点の設定)

第9条 隊長は、交通の指導取締り及び交通の監視活動の効果的な実施を図るため、交通事故の発生状況に応じて、機動警ら方面区ごとに必要数の警ら要点を設定するものとする。

(月間活動計画)

第10条 副隊長は、交通機動隊の効率的な運用を図るため、月間中の活動計画を策定しなければならない。

(勤務日の活動計画)

第11条 小隊長は、前条の活動計画に基づき、勤務日の活動計画を策定しなければならない。

(具体的活動計画)

第12条 分隊長は、前条の勤務日の活動計画に基づき、具体的な活動計画を策定するとともに、その実施結果その他必要な事項を活動記録簿に記載しなければならない。

(勤務日誌)

第13条 隊員は、勤務状況その他必要な事項を勤務日誌に記載しなければならない。

(連絡協議)

第14条 隊長は、交通の指導取締活動の計画的、重点的な実施を図るため、交通部の課長及び隊長並びに警察署長と連絡協議を行うものとする。

(応援派遣)

第15条 交通部長は、警察署長又は関係行政機関の長から、次に掲げる活動を実施するため、応援派遣の要請を受けた場合において、必要があると認めるときは、隊員を派遣することができる。

- (1) 交通の集中指導取締活動
- (2) 違法駐車車両等の排除活動
- (3) 雑踏警備等に伴う交通整理活動
- (4) 積載重量超過違反等の車両を対象とする一斉指導取締活動
- (5) 交通事故現場における事故処理活動
- (6) 危険物運搬車両を対象とする一斉検問活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な交通警察活動

2 前項の規定により応援派遣された隊員の指揮は、当該派遣先の長が行うものとする。ただし、当該派遣先が関係行政機関の場合は、隊長が行うものとする。

3 第1項の応援派遣要請はあらかじめ文書により、次の事項を明らかにして行うものとする。ただし、急を要する場合は、口頭又は電話によることができる。

- (1) 応援派遣を必要とする理由
- (2) 応援派遣の日時及び場所
- (3) 応援派遣を必要とする人員及び車両
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(緊急出動)

第16条 隊長は、重要事件、事故が発生した場合は、必要数の隊員を緊急出動させて、緊急配備、初動捜査及び現場処理活動等に当たらせるものとする。

(現場における捜査指揮)

第17条 前項の場合において、所轄警察署の捜査主任官又はこれに代わる者（以下「捜査主任官等」という。）が現場に到着していないときは、当該緊急出動に係る重要事件が交通事故事件であるときに限り、幹部たる隊員が現場に到着した警察職員を指揮して初動捜査に当たるものとし、捜査主任官等が到着したときは、これに引き継ぐものとする。

(事件等の引継ぎ)

第18条 隊員は、職務中取り扱った事件（交通法令違反事件を除く。）、事故等を次に掲げるところにより引き継ぐとともに、その状況を、事件引継処理報告書により隊長に報告するものとする。

- (1) 被疑者を検挙した場合は、当該被疑者の検挙地を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。ただし、手配により被疑者を逮捕した場合は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）及び犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号）の規定に基づき処理しなければならない。
- (2) 交通事故を取り扱った場合は、当該交通事故の発生地を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

（活動上の留意事項）

第19条 隊員は、次に掲げる事項に留意して勤務しなければならない。

- (1) 常に服装は清潔かつ端正に保ち、野卑で粗暴な言動はしてはならない。
- (2) 職務の執行に当たっては、礼儀正しくするとともに、冷静かつ正確な判断で措置し、府民の理解と協力を得るよう努めなければならない。
- (3) 警らの際は、努めて警察署等に立ち寄って情報の交換を行い、効率的な交通の指導取締りに当たらなければならない。
- (4) 無線機能を最高度に発揮し、効率的な交通の指導取締りに努めなければならない。
- (5) 常に車両の日常点検及び整備に努めなければならない。
- (6) 安全運転及び警察車両の管理に関する訓令（昭和45年京都府警察本部訓令第12号）の規定を遵守して安全運転を励行し、交通事故の防止に努めなければならない。
- (7) 職務の執行に当たっては、装備資機材の活用を図るとともに、冷静かつ的確な情勢判断により、受傷事故防止に努めなければならない。

（小隊長会議）

第20条 隊長は、毎月3回小隊長会議を開催し、交通機動隊の適正かつ効率的な運用を図るため、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 月間活動計画に関すること。
- (2) 交通の指導取締方策に関すること。
- (3) 警察署との連絡協調に関すること。
- (4) 受傷事故の防止対策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（乗車訓練）

第21条 隊長は、隊員が交通取締用自動車及び自転車により、完全かつ的確にその任務を遂行できるよう次に掲げる乗車訓練を実施しなければならない。

- (1) 新任訓練
- (2) 現任訓練
- (3) 特別訓練

2 隊長は、効果的な乗車訓練を実施するため訓練計画を策定するものとする。

3 隊長は、警察本部の課長、隊長若しくは警察署長又は関係行政機関の長等から乗車訓練の要請を受けた場合は、指導係の隊員を派遣して、乗車訓練を実施することができる。

（様式）

第22条 活動計画、活動記録簿、勤務日誌及び事件引継処理報告書の様式については、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和51年9月1日から施行する。

別表（第7条、第9条関係）

機 動 警 ら 方 面 区

方 面 区	区 域
第 1 方 面	京都市のうち北区、上京区、中京区、下京区、東山区、左京区、右京区及び西京区の区域
	一般国道1号、一般国道9号、一般国道162号、一般国道367号、北大路通、東大路通、西大路通、堀川通、河原町通、四条通、丸太町通等
第 2 方 面	京都市のうち山科区、伏見区及び南区の区域並びに向日市、長岡京市及び乙訓郡の区域
	一般国道1号、一般国道24号、一般国道171号、府道京都守口線、府道中山稲荷線、市道外環状線等
第 3 方 面	宇治市、城陽市、八幡市及び久世郡の区域
	一般国道1号、一般国道24号、府道京都守口線、府道城陽宇治線、府道宇治淀線等
第 4 方 面	京田辺市、綴喜郡及び相楽郡の区域
	一般国道24号、一般国道163号、一般国道307号、府道八幡木津線等
第 5 方 面	亀岡市、南丹市及び船井郡の区域
	一般国道9号、一般国道27号、一般国道162号、一般国道372号等
第 6 方 面	福知山市、綾部市及び舞鶴市の区域
	一般国道9号、一般国道27号、一般国道175号、一般国道176号、府道福知山綾部線等
第 7 方 面	宮津市、京丹後市及び与謝郡の区域
	一般国道178号、一般国道312号、府道宮津網野久美浜線、府道峰山丹後線等

